

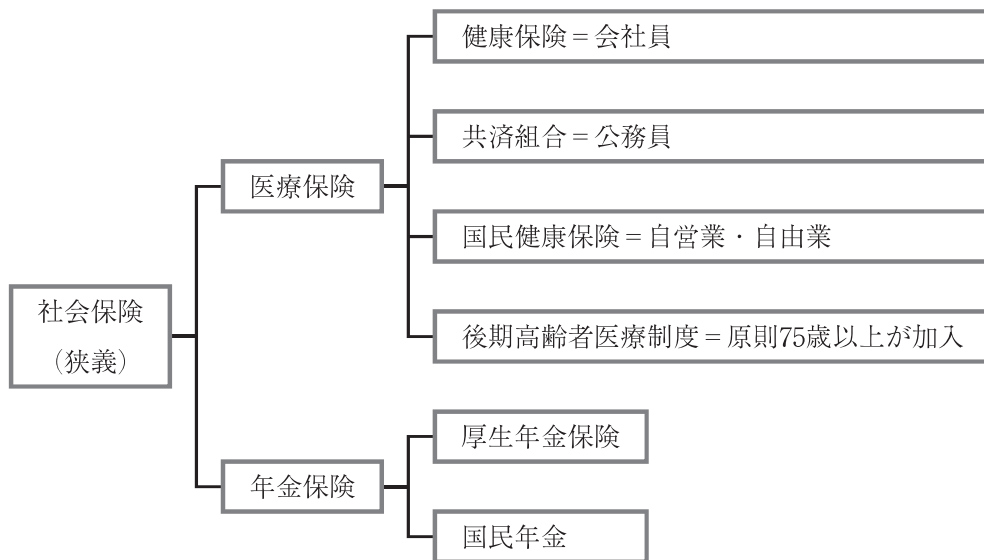
第1章 健康保険法

§1 総則

① 健康保険法とは

解説

健康保険は、病気・けがをしたときや、出産・死亡したときなど不時の出費に備えて、会社員が保険料を出し合い、これに事業主も負担をして、いざというときに医療サービスや現金での給付を行い、生活の安定を図る目的で作られた社会保険制度である。



② 目的

(法1条)

健康保険法は、労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

解説

1. 業務災害とは

労働者災害補償保険法に規定する業務災害をいう。

2. 被扶養者

ア 被扶養者とは

被保険者の配偶者や子などの扶養家族で一定のものをいい、この被扶養者の病気やけがなどに対しても、保険給付が行われる。

イ 被扶養者に対する保護の必要性

健康保険の目的は、労働者である被保険者の生活保障

被保険者の病気・けがについては、治療費がかかり、被保険者の所得を少なくしてしまうが、それは、被扶養者の病気・けがについても同じである。

被扶養者の病気・けがは、被保険者自身の所得を少なくしてしまうアクシデントである。

被扶養者の病気・けがに対しても健康保険の保護が行われる。

§ 2 保険者

(法4条1項)

健康保険の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合である。

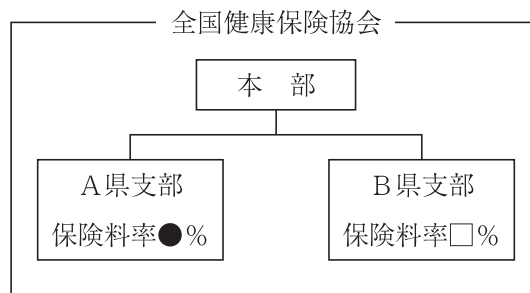
解説

1. 管掌

保険者が全国健康保険協会であるものを協会管掌健康保険（協会健保）というのに対し、保険者が健康保険組合であるものを組管掌健康保険（組管健保）という。

2. 全国健康保険協会

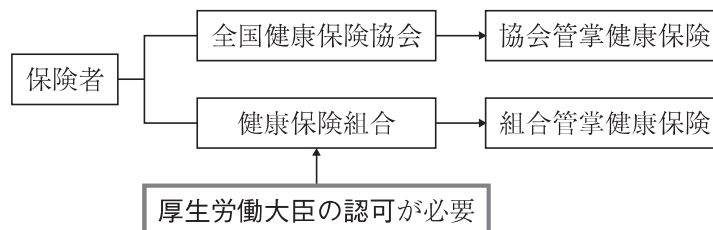
全国健康保険協会は、政府により設立され、健康保険組合に加入していない被用者とその家族を対象として、健康保険事業を担う公法人である。都道府県ごとに全国健康保険協会の支部が置かれ、地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本としている。



3. 健康保険組合

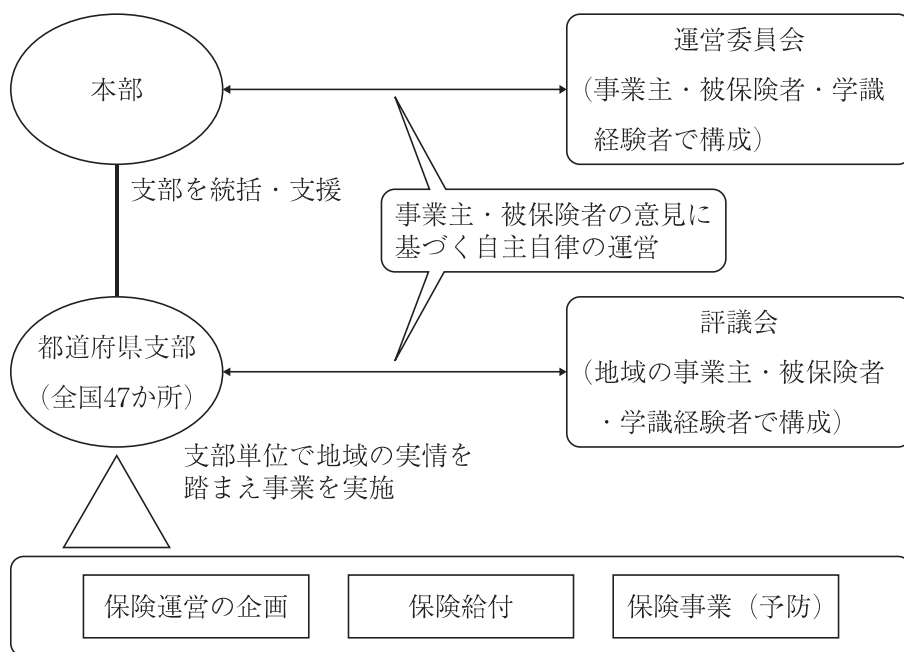
健康保険組合は、単一企業又は複数企業により設立され、その企業の被用者とその家族を対象として、健康保険事業を担う公法人である。この健康保険組合の設立には、厚生労働大臣の認可が必要である。

《保険者》



4. 全国健康保険協会

ア 全国健康保険協会の概要



※事業所の適用や保険料の徴収の業務は日本年金機構において厚生年金業務と一体に行い、保険給付に必要な財源は厚生労働省から協会に交付金として交付

§ 3 被保険者及び被扶養者

① 健康保険法の適用

(法3条)

解説

健康保険法は、一定の事業所に使用されている者を対象とするいわゆる被用者保険であるから、原則として一定の事業所ごとに健康保険法の適用の対象となるかどうかを決定し、適用を受ける事業所に使用される者を被保険者としている。

